参考資料1

## 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議の開催について

平成25年10月11日 内閣官房長官決裁 平成26年1月31日 一 部 改 正 平成26年10月3日 一 部 改 正

- 1 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するよう、 関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認める ときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長内閣官房副長官(事務)

議長代行 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長

副議長 内閣官房副長官補(内政担当)、内閣官房副長官補(外政担当)、

文部科学事務次官

構成員 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)

内閣広報官

内閣情報官

内閣法制次長

復興庁事務次官

内閣府事務次官

総務事務次官

法務事務次官

外務事務次官

財務事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

経済産業事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

防衛事務次官

警察庁長官

金融庁長官

消費者庁長官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成 員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。